

京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とするこ

とができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

【中略】

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	施行日前に存する合議体で右欄のいずれかに相当するもの	別表に掲げる附属機関（1の項の右欄に掲げるものを除く。）、第2条第2項に規定する附属機関又は附則第3項の規定による改正後の京都市市民参加推進条例第11条に規定する京都市市民参加推進フォーラム

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

【中略】

別表（第2条関係）【関係箇所のみ】

1 市長の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都駅東南部 エリア活性化 方針策定委員 会	京都駅東南部エリアの活性化に係る 方針の策定に関する事項について,市 長の諮問に応じ,審議すること。	7 人 以 内	委嘱の日か らその日の 属する年度 の末日まで

【以下略】